

京都ポイント(デジタル地域ポイント)給付事業は マイナカードを保持しない市民にも給付を！！

京都市が8月1日から始めた京都ポイント(デジタル地域ポイント)事業については、**マイナンバーカードを保持しない市民に「給付されない」**ことが、徐々に知られる中、この差別に対して怒りが沸き起こっています。



「区役所まで行ったのに、マイナンバーカードを持っていないともらえないと説明を受け、まったく納得がいかない。怒りが止まらない」「なぜ、こんなことがまかり通っているのか」「物価高対策にマイナンバーカードのあるなしは関係がない」。党議員団には、日々、市民からの怒りの電話やメールなどが届いています。各地での署名行動や、議会請願も始まっています。

【8月3日市役所前で抗議スタンディングを行う市民ら】

また、「スマホがない私の分を、家族のスマホに入れてもらったが入っていないかった」という不具合、「私はカードを保有しているが、持っていない家族の分が入入れられないのはどうにかならないのか」などの声もあります。さらに、市民からは「**裁判を闘いたい**」などの声もあがっており、**統一署名も検討**されてはじめています。

「憲法の法の下での平等に反することにはならない」と 京都市が強弁 Σ(・□・;)

8月5日、河合市議は、「**憲法14条、平等の原則**がある。ここに則って行政は行われるべきではないか」と迫りました(市会・文教はぐくみ委員会)。それに対し、京都市はマイナンバーカードの取得について、「どなたでも手続きを取れば公平な手続きの機会が用意されており」「**憲法の法の下での平等に反する**ということ



**9月市会の請願書または、陳情書の
提出締め切りは、2回あります。**

9月10日(木) 17時まで

9月25日(金) 17時まで

※請願書は、提出締め切りまでに紹介議員のサインが必要です。陳情書にはいりません。

●請願書や陳情書の文書作成、ご意見・ご相談などについては、党議員団や党市会議員へ**ぜひ、お問い合わせください**。メール: info@cpgkyoto.jp

にはならない」などと答弁したため、河合市議は、「マイナンバーカードを取得しなさいと強制している」と反論。それに続き、とがし市議が「これは極めて分かりやすい**憲法違反**だ。カードを持っている、持っていないで差別することはあってはならない」「**なんとしても救済策を打っていただきたい**」と追及しました。